

宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案要
綱

第一 宅地建物取引業法施行令の一部改正

一 宅地建物取引業者が締結する媒介契約に係る書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めるものとする。

二 その他所要の改正を行うものとする。

(第一条関係)

第二 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正

一 登録事業者が登録住宅に入居しようとする者に交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めるものとする。

二 その他所要の改正を行うものとする。

(第二条関係)

第三 附則

この政令は、令和四年五月十八日から施行するものとする。

(附則関係)